

介護職員初任者研修（通信）

学則

（事業者の概要）

第1条 本研修は、次の事業者（以下「当法人」という）が実施する。

名 称： 学校法人衛生学園
代 表 者： 理事長 長沼 信治
所 在 地： 神奈川県横須賀市佐野町2丁目34

（事業の目的・理念）

第2条 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる対人理解や対人援助の基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。

（初任者研修の名称）

第3条 研修事業の名称は、次のとおりとする。
津田沼介護学院 介護職員初任者研修（通信）

（実施課程及び方法）

第4条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。
介護職員初任者研修課程 通信形式

（研修実施場所）

第5条 研修を行うために使用する講義及び演習会場は以下のとおりとする。
津田沼介護学院
千葉県船橋市前原西2-13-10 自然センタービル津田沼5A

（研修期間）

第6条 研修期間は以下のとおりとする。
添付 「研修計画」 のとおり。
また、原則として8ヵ月以内に修了することとする。ただし、やむを得ない場合は1年6ヵ月以内とする。

（受講対象者及び定員）

第7条 受講対象者は介護の知識及び技術を学び家庭や社会活動に活用することを希望する者であり、16歳以上の心身ともに健康な者。
定員は、18名とする。

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第8条 研修を修了する為に履修しなければならないカリキュラム及び担当する講師名は添付「研修カリキュラム・シラバス」及び「研修計画」のとおりとする。

(実習施設)

第9条 実習については行わない。(希望により当該研修とは別に施設見学等を行う。)

(研修参加費用)

第10条 研修参加費用は次のとおりとする。

- ・受講料：59,800円(テキスト代込・消費税別)
- ・納付方法：原則一括納入(但し一括納入が難しい者は、相談の上分割納入でも可)とする。
- ・納付期限：受講開始前日まで
- ・返金：別途「契約の解除について」に定める。
- ・補講料：(講義及び演習授業) : 2,000円(1時間あたり)
- ・補講料：(再試験前補講及び修了再試験) : 5,000円
- ・その他：受講生数増大のためのキャンペーンおよび優良法人顧客のため特別な受講料を設ける場合がある

(受講途中での解約)

第11条 自己都合により途中解約する場合は、所定の用紙にて解約届けを提出する。尚、受講料については、別途「契約の解除について」に定める。

(研修修了の認定)

第12条 修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了試験の合格、及び受講料等が完納されている者を修了者として認める。合格=70点以上 不合格=69点以下

(研修の遅刻、早退者の取扱い)

第13条 やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。尚、10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(研修欠席者に対する振替受講及び補講等の取扱い)

第14条 ・やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修振替受講(無料)を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。
・振替受講に出席できない場合は、補講(有料)を受けることにより当該科目に出席したものとする。費用は第10条に記載
・一人の受講生が受講できる振替受講及び補講は、全課程概ね1割を上限とし、それを超える振替及び補講は特別の理由がある場合を除いては認めないものとする。
・振替受講 及び 補講は必ずあるとは限らないものとする。

(受講の取り消し)

第15条 次の各号に該当する者は、受講を取り消す事ができる。

- (1) 遅刻を繰り返す者
- (2) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行う事ができない者
- (5) その他、事業者が不相当とみなした者

(講義の延期、中止等)

第16条 学院が天災事変、その他 やむを得ない事由により、正常な運営継続が困難と判断した場合、受講生の不利益とならない最善の措置を講ずるものとする。

(修了証書等の交付)

第17条 第12条により修了をされた者は、当法人において「介護員養成研修事業実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第18条 修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。
また、修了者に関する台帳等は永年管理する。

(受講者の本人確認の方法)

第19条 当該研修を受講するにあたり、免許証・健康保険証等の公的書類（写し）にて本人確認を行う。

(受講中の事故についての対応)

第20条 受講中に事故が発生した場合は、可能な限り当該受講者の家族に連絡を行うとともに可能な限りの措置を講ずる。

(受講者の個人情報の取り扱い)

第21条 業務上知り得た受講者の個人情報は、講座運営に関してのみ利用し、それ以外の目的で利用しない。この守秘義務は、本研修が終了した後も継続する。
受講者においては、研修中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(苦情相談担当者及び連絡先)

第23条 当法人が介護保険法施行令に基づいて提供している介護職員初任者研修について、ご相談や苦情は下記で受け付けます。

- ・お客様窓口：津田沼介護学院
- ・電話番号：047-409-0601

(養成研修事業責任者)

第24条 養成研修事業に係る責任者は次に当たる者とする。

吉川 賢一

(附則)

第1条 この学則は令和5年2月15日から施行。